

諮問番号：平成29年度諮問第44号

答申番号：平成29年度答申第46号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の点において、原処分（生活保護廃止処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 自営業者で自動車を利用しないと廃業に追い込まれる場合、自動車の所有は認められるはずである。
- (2) 処分庁は、自動車の維持費が収入を上回る場合は自動車の所有は認められないと主張するが、知人の自動車を使用しているのであるから、十分に収入が維持費を上回っている。
- (3) 処分庁は、陶芸の事業が黒字になる事業計画を示せば、自動車使用の検討はできると説明するが、2年前には十分な収入を得ていたものの、自営業者であるから簡単に黒字を見通すことはできない。
- (4) 陶芸の事業は自動車を使用しないと成り立たないのであり、処理基準ではなく被保護者側の目線に立って、その実情に応じて判断すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人は処分庁の文書指示に違反して自動車を使用しており、また、使用についてやむを得ない事情も認められないことから、所定の手続を経た上で、法第62条第3項に基づき原処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 保護基準によると、自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないが、事業の用に活用するもの又は通勤に使用するものにあつては、被保護者の最低生活の維持及び自立の助長に積極的に効果があると評価できる場合には例外として、使用が認められるものと解される。

審査請求人は、陶芸の事業のために自動車の使用をしていたものであるが、保護申請時における当該事業による収支は必要経費が収入を上回り、審査請求人の生活維持及び自立の助長に効果がある事業用品と評価することはできない

から、保護基準に定める例外事由に該当せず、自動車の使用を禁止した処分庁の指示には不合理な点は認められない。また、審査請求人は保護の開始当初から当該指示に従う意思はなかったと言わざるを得ず、処分庁の指示に従わなかったことにつき、やむを得ない事情があったということはできないから、原処分は違法又は不当な点はない。

審査請求人は、自営業者にとって黒字を見通すことは簡単にできないにもかかわらず、これを自動車使用の要件とすることは違法又は不当であるなどと主張するが、自動車の使用は、収入増加に著しく貢献する場合に例外的に認められるものであり、審査請求人に例外的な事情は認められないから、処分庁の文書指示を違法又は不当ということはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年1月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（生活保護法第4条第1項）。

また、保護の実施機関は、生活の維持及び向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（同法第27条第1項）、被保護者は当該指導指示に従う義務があり（同法第62条第1項）、保護の実施機関は、当該義務に反したとき、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。

他方、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、被保護者の自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められないものの、例外として、使用が認められる場合があるとされている。すなわち、事業用にあつては、現に最低生活維持のために活用しているか、近い将来活用して収入の増加に著しく貢献するもの、また、通勤用にあつては、公共交通機関の利用が著しく困難な場合で、当該勤務が被保護者の自立助長に役立ち、かつ、必要経費（自動車の維持費を除く。以下同じ。）を控除した収入が自動車の維持費を大きく上回ることなどの事由があるものに限り、例外として認められる。

そこで、本件についてみると、審査請求人は陶芸活動による収入のみでは生計の維持が困難となったため、保護の申請に至り、保護開始後も陶芸活動に自動車が必要であるとしてその使用を続けていたものの、当該活動による月額収入は必

要経費を控除すると、いずれの月も数千円程度であり、自動車の維持費に満たず、今後も収入状況は好転する見込みはないことが認められる。

そうすると、審査請求人の自動車は、現に最低生活維持のために活用されているもの又は将来の収入の増加に著しく貢献するものとはいえないから、事業用としての使用が認められるものに該当せず、また、一般に陶芸活動が自立助長に資することはあるものの、審査請求人の活動は、必要経費を控除した収入が自動車の維持費を大きく上回るとはいえず、通勤用としても使用が認められるものに該当するとはいえない。

加えて、本件に現れた事実関係によると、審査請求人は保護開始当初から処分庁の文書指示には従う意向がなかったものと言わざるを得ず、また、審査請求人が処分庁の文書指示に従わないことについて、汲むべき特段の事情も窺われない。

処分庁は、こうした事実関係に基づき、保護を廃止したものであるが、保護の開始に至る経緯及び処分庁の文書指示に従わない事情に鑑みると、当該文書指示違反をもって保護を廃止することとした処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美